

8 景観

8.1 景観

計画地及びその周辺の主要な景観構成要素及び地域景観の特性を把握し、供用時における計画施設の存在による主要な景観構成要素の改変の程度、地域景観の特性の変化の程度及び代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

本事業に伴う景観への影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 地域景観の特性
- (イ) 代表的な眺望地点からの景観
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

調査地域は、計画施設による景観への影響が及ぶと想定される範囲を含む計画地周辺の地域とした。

ウ 調査方法等

(ア) 調査地点

a 地域景観の特性

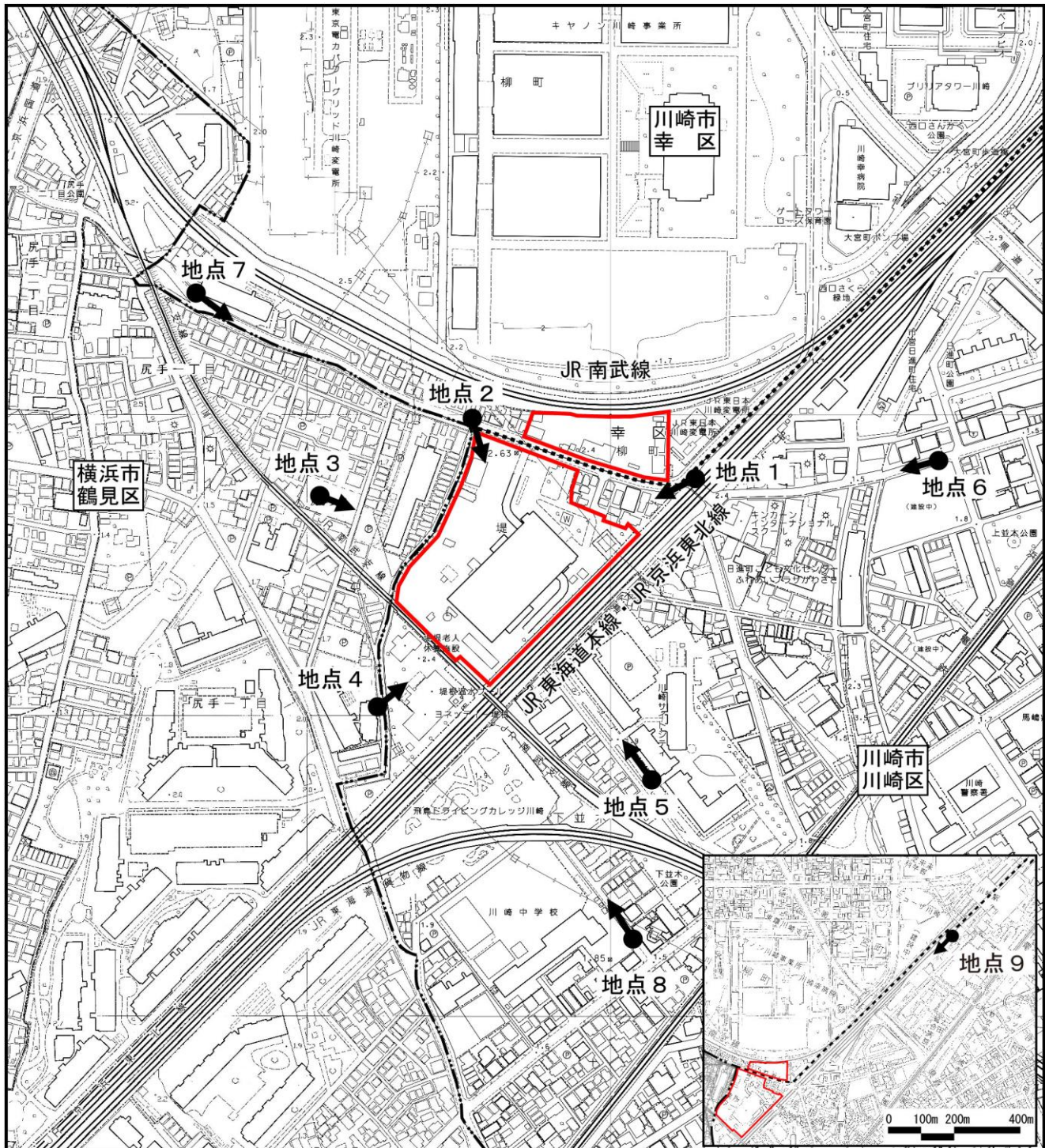
地域景観の特性は、計画地及びその周辺とした。

b 代表的な眺望地点からの景観

代表的な眺望地点は、景観資源のほか、不特定多数の人が往来する道路や公園など公共性のある場所を踏まえ、表 9.8.1-1 及び図 9.8.1-1 に示す 9 地点とした。

表9.8.1-1 代表的な眺望地点の概要

調査項目	調査地点		計画地からの方位	計画地からの距離	
地域景観の特性	計画地及びその周辺		—	—	
代表的な眺望地点からの景観	近景	地点1	矢向踏切付近	北東	約180m
		地点2	北西側T字路付近	北西	約130m
		地点3	尻手公園	北西	約160m
		地点4	ヨネッティ一堤根付近	南西	約150m
		地点5	川崎サイトシティ付近	南東	約210m
	中景	地点6	川崎福祉センター跡地（川崎市複合福祉センターふくふく）付近	北東	約370m
		地点7	南武支線高架付近	北西	約360m
		地点8	川崎中学校付近	南東	約320m
	遠景	地点9	川崎駅	北東	約810m



凡 例

- 計画地
- 代表的な眺望地点
- · — 市 境
- 区 境



1 : 5, 000



この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

図9.8.1-1 代表的な眺望地点位置図

(イ) 調査期間・調査時期

a 地域景観の特性

現地踏査時期は、令和5年7月6日（木）とした。

b 代表的な眺望地点からの景観

写真撮影時期は、「a 地域景観の特性」と同様とした。

c 土地利用の状況

現地踏査時期は、「a 地域景観の特性」と同様とした。

(ウ) 調査方法

a 地域景観の特性

地形図、土地利用現況図等の既存資料及び現地踏査により把握した。

b 代表的な眺望地点からの景観

計画地周辺の現地踏査及び代表的な眺望地点からの写真撮影により把握した。撮影条件等は表9.8.1-2に示すとおりである。

表9.8.1-2 撮影条件諸元（代表的な眺望地点からの景観）

調査項目	調査方法
地域景観の特性	現地踏査により把握した。
代表的な眺望地点からの景観	計画地周辺の現地踏査及び代表的な眺望地点からの写真撮影により把握した。 【撮影条件】 <ul style="list-style-type: none">・撮影時天候：晴・使用カメラ：SONY VLOGCAM ZV-E10・使用レンズ：35 mm相当（35mm換算）・撮影高さ：約 1.5m

c 土地利用の状況

土地利用現況図及び都市計画図等の既存資料及び現地踏査により把握した。

d 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「景観法」
- ・「川崎市都市景観条例」
- ・「川崎市景観計画」
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

エ 調査結果

(ア) 地域景観の特性

計画地は川崎区堤根及び幸区柳町に位置しており、現在は既存の堤根処理センターの建物や煙突が存在している。また、計画地周辺は、主に戸建住宅、中高層の集合住宅や鉄道等となっており、その間に事業所、公園等が点在する。

主要な景観構成要素としては、既存の堤根処理センターや事業所、住宅・集合住宅等のほか、余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根：現在再整備中）やJR東海道本線・JR京浜東北線、JR南武線、JR南武支線等の線路等であり、計画地及びその周辺は人工的景観要素を主体とした市街地景観を呈している。

(イ) 代表的な眺望地点からの景観

代表的な眺望地点からの景観の状況は、表 9.8.1-3 及び写 9.8.1-1(1)、(2) に示すとおりである。

表9.8.1-3 代表的な眺望地点からの景観の状況

地点番号	地点名称	視認の有無	状況
地点1	矢向踏切付近	○	JR 東海道本線・JR 京浜東北線の矢向踏切付近からの景観であり、住宅の奥に、既存の堤根処理センターの煙突及び建屋の一部が視認される。
地点2	北西側 T 字路付近	○	市道堤根 2 号線沿いの計画地北西側 T 字路付近からの景観であり、街路樹や既存の堤根処理センターの外塀の奥に建屋及び煙突が視認される。
地点3	尻手公園	○	住宅地の中の公園からの景観であり、戸建住宅・集合住宅の奥に、既存の堤根処理センターの煙突及び建屋の一部が視認される。
地点4	ヨネッティー堤根付近	○	ヨネッティー堤根（現在再整備中）付近からの景観であり、外壁越しにヨネッティー堤根の木々が視認され、木々の上に既存の堤根処理センターの煙突のほか、建屋の一部も僅かに視認される。
地点5	川崎サイトシティ付近	○	住宅地からの景観であり、周辺の建物の奥に、既存の堤根処理センターの建屋及び煙突が視認される。
地点6	川崎福祉センター跡地（川崎市複合福祉センターふくふく）付近	○	川崎市複合福祉センターふくふく付近からの景観である。建物や鉄塔の奥に、既存の堤根処理センターの建屋及び煙突が視認される。
地点7	南武支線高架付近	○	南武支線高架付近の住宅地からの景観であり、周辺の住宅の屋根の上に、既存の堤根処理センターの煙突が視認される。なお、建屋は視認されない。
地点8	川崎中学校付近	○	川崎中学校付近の歩道からの景観であり、周辺の住宅の屋根の上に、既存の堤根処理センターの煙突が視認される。なお、建屋は視認されない。
地点9	川崎駅	○	川崎駅の JR 東海道本線ホームからの景観であり、電車の線路、架線等の奥に、既存の堤根処理センターの建屋及び煙突が視認される。

地点 1 : 矢向踏切付近



地点 2 : 北西側T字路付近



地点 3 : 尻手公園



地点 4 : ヨネッティ一堤根付近



地点 5 : 川崎サイトシティ付近



地点 6 : 川崎福祉センター跡地（川崎市複合福祉センターふくふく）付近



写9.8.1-1(1) 代表的な眺望地点の状況

地点7：南武支線高架付近



地点8：川崎中学校付近



地点9：川崎駅



写9.8.1-1(2) 代表的な眺望地点の状況

(ウ) 土地利用の状況

計画地には既存の堤根処理センターが存在しており、計画地近傍には、北西側及び北東側の一部に戸建住宅や中層住宅がみられるほか、鉄道や余熱利用市民施設が存在している。

また、計画地の周辺の土地利用をみると、住宅用地、集合住宅用地のほか、業務施設用地や学校等の文教・厚生用地など、様々な土地利用がなされている。

(エ) 関係法令等による基準等

a 景観法

本法律は、わが国初めての景観についての総合的な法律であり、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を示している。また、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける行為規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結などについて定めている。

b 川崎市都市景観条例

川崎市では、「市と市民の協働による魅力ある川崎らしさの発見と創造」を基本理念とした、川崎市都市景観条例を平成6年12月に制定している。

平成16年6月に景観法が策定されたことを受け、平成19年に条例が改正され、景観法に基づく事項、その他都市景観の形成に関して必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協力して、親しみと愛着を感じ、誇りを持つ優れた都市景観を形成すること、また、次代に誇れる魅力ある川崎らしさの発見と創造を行うことにより、快適な都市環境の実現と市民文化の向上に資することを目的としている。その後、平成31年および令和3年においても条例が改正されている。

本条例では、景観法に基づく届出又は通知前の事前協議（以下「事前協議」という。）及び届出等が必要な行為について定めており、規定された一定の高さや長さを超える建築物、工作物、その他市長が都市景観の形成に大きな影響を与えると認める行為などが対象となる。なお、本事業の計画施設は、事前協議及び通知の対象となる。

d 川崎市景観計画

本計画は、景観法に基づく景観形成に係る基本計画で、平成 19 年 12 月に策定、平成 30 年 12 月に改定された。本計画では、川崎市全域を景観計画区域に定めており、良好な景観の形成に関する方針として、市域の骨格をつくる景観形成方針及び建築物等の用途別の景観形成方針を定めている。

市域の骨格をつくる景観形成方針では、市域を 3 つのゾーンに区分しており、ゾーンごとに景観形成方針等を策定している。

計画地は、「平野部ゾーン」に位置し、当該ゾーンについては、平野部の市街地に多摩川、二ヶ領用水、中小河川などの身近な水辺を有する平野部の市街地の特徴を活かす景観、大規模な土地利用転換に伴う緑の創出と水辺空間と調和した緑化などによる効果的な緑の景観、河川などの水辺に沿う場所では、水辺空間と調和した景観、工場と住宅が混在する場所では、働く場と生活の場の調和のとれた景観、農地と住宅が混在する場所では、農地の潤いを活かした景観、商店街では、親しみやすく賑わいがある中にも、秩序ある景観、道路や河川をはじめとした公共空間の利活用の取組を活かした賑わいと活気のある景観を目指すとしている。

e 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、「周辺環境と調和を保つこと。又は、魅力ある都市景観の形成を図ること。」と定められている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「周辺環境と調和を保つこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 予測

(ア) 予測項目

予測項目は、次のとおりとした。

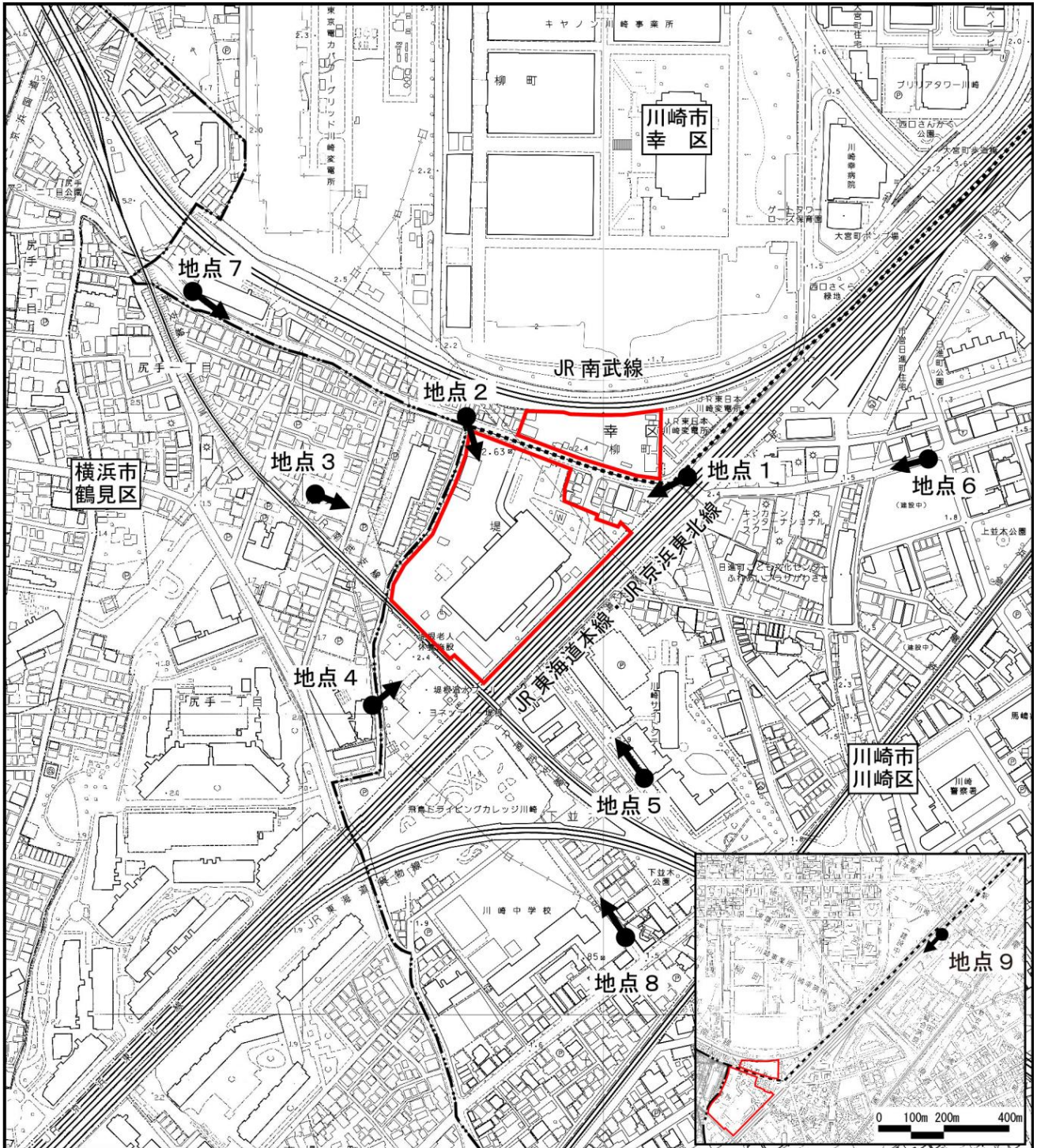
- ・ 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度
- ・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

(イ) 予測地域・予測地点

予測地域は、計画施設による景観への影響が及ぶと想定される範囲を含む計画地周辺の地域とした。予測地点は、現地調査地点と同様とし、表 9.8.1-4 及び図 9.8.1-2 に示す地点とした。

表9.8.1-4 予測地点

区分	地点番号	地点名	計画地からの方位	計画地からの距離
近景	地点 1	矢向踏切付近	北東	約180m
	地点 2	北西側 T 字路付近	北西	約130m
	地点 3	尻手公園	北西	約160m
	地点 4	ヨネッティー堤根付近	南西	約150m
	地点 5	川崎サイトシティ付近	南東	約210m
中景	地点 6	川崎福祉センター跡地（川崎市複合福祉センターふくふく）付近	北東	約370m
	地点 7	南武支線高架付近	北西	約360m
	地点 8	川崎中学校付近	南東	約320m
遠景	地点 9	川崎駅	北東	約810m



凡 例

- 計画地
- — 市 境
- ⋯⋯ 区 境
- ➡ 代表的な眺望地点

この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

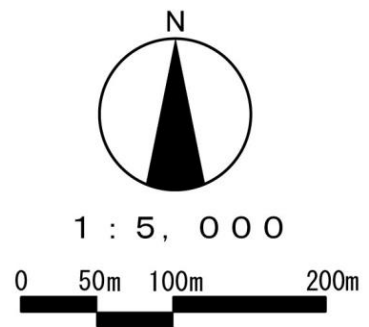


図9.8.1-2 景観予測地点図

(ウ) 予測時期

予測時期は、計画施設が完成した時期とした。

(エ) 予測方法・予測条件

a 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度

完成予想図（パース図）を作成し、周辺の土地利用の状況や事業計画等を整理して定性的に予測した。

b 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

現況写真に完成予想図を合成するフォトモンタージュを作成し、定性的に予測した。

なお、計画施設については、現時点で想定される意匠、色彩等に基づいて作成を行った。なお、煙突については、その幅を高さの 1/10 以上とすることで昼間障害標識が設置不要となることから、赤白の塗色は行わないものとする。

(オ) 予測結果

a 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度

計画地には、現在、既存の堤根処理センターの建物や煙突が存在しており、南西側は余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根：現在再整備中）が、東側には JR 東海道本線及び JR 京浜東北線が通っている。また、計画地周辺は、低層から中高層住宅等が存在しているほか、余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根：現在再整備中）や JR 東海道本線・JR 京浜東北線、JR 南武線、JR 南武支線等の線路等があり、計画地及びその周辺は人工的景観要素を主体とした市街地景観を呈している。

計画施設の完成予想図は図 9.8.1-3 に示すとおりである。

本事業は、既存のごみ焼却処理施設を解体し、新しくごみ焼却処理施設を整備するものであり、建物や煙突の配置等も現状と大きく変わらないことから、主要な景観構成要素及び地域景観の特性が大きく変化することはないと予測する。



図9.8.1-3 完成予想図（パース図：計画地北側より臨む）

b 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、写9.8.1-2(1)～(9)の下段写真に示すとおりである。また、変化の程度について概要は以下のとおりである。

(a) 地点1（矢向踏切付近）

電柱や鉄塔、住宅の屋根の奥に、計画施設の煙突及び建屋が視認される。現況と比較して煙突及び建屋が大きく見えるとともに、色彩や形状に変化がみられ、眺望の変化があるものと予測する。

(b) 地点2（北西側T字路付近）

計画施設の煙突や建屋、塀が視認される。現況と比較して、煙突及び建屋が大きく見えるとともに、色彩や形状に変化がみられ、眺望の変化があるものと予測する。なお、塀の外側に公開空地を整備する計画であり、新たな緑化空間が創出される。

(c) 地点3（尻手公園）

住宅の屋根の奥に、計画施設の煙突及び建屋の一部が視認されるものの、煙突のデザインを赤白の塗色から、より景観に配慮した色彩とすることにより、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

(d) 地点4（ヨネッティ一堤根付近）

ヨネッティ一堤根の外壁越しに見える木々の奥に計画施設の煙突及び建屋の一部が視認されるものの、煙突のデザインを赤白の塗色から、より景観に配慮した色彩とすることにより、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

(e) 地点5（川崎サイトシティ付近）

住宅地の屋根及び街路樹の奥に、計画施設の煙突及び建屋が視認されるものの、煙突や建物の色彩をより景観に配慮したものとする事で、周辺環境と調和した市街地景観が形成され、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

(f) 地点6（川崎福祉センター跡地（川崎市複合福祉センターふくふく）付近）

周辺の建物の奥に、計画施設の煙突及び建屋が視認されるものの、煙突や建物の色彩をより景観に配慮したものとする事で、周辺環境と調和した市街地景観が形成され、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

(g) 地点7（南武支線高架付近）

住宅の屋根の奥に、計画施設の煙突が視認されるものの、煙突のデザインをより景観に配慮した色彩とすることにより、周辺環境と調和した市街地景観が形成され、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

(h) 地点8（川崎中学校付近）

住宅の屋根の奥に、計画施設の煙突が視認されるものの、煙突のデザインをより景観に配慮した色彩とすることにより、周辺環境と調和した市街地景観が形成され、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

(i) 地点9（川崎駅）

JR東海道本線・JR京浜東北線・JR南武線の線路の奥に、計画施設の煙突及び建屋の一部が視認される。現況と比較して、煙突及び建屋が僅かに大きく見えるものの、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

【現況】



【将来】



写9.8.1-2(1) 眺望の変化（地点1：矢向踏切付近）

【現況】



【将来】



写9.8.1-2(2) 眺望の変化（地点2：北西側T字路付近）

【現況】



【将来】



写9.8.1-2(3) 眺望の変化（地点3：尻手公園）

【現況】



【将来】

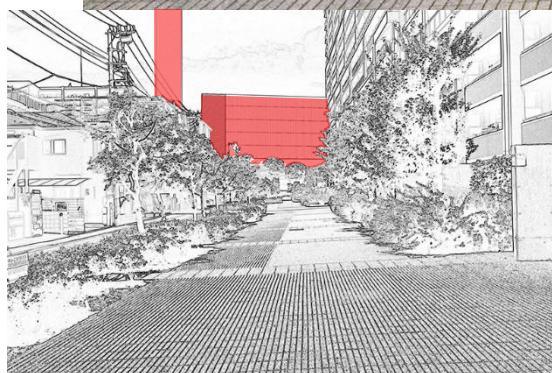
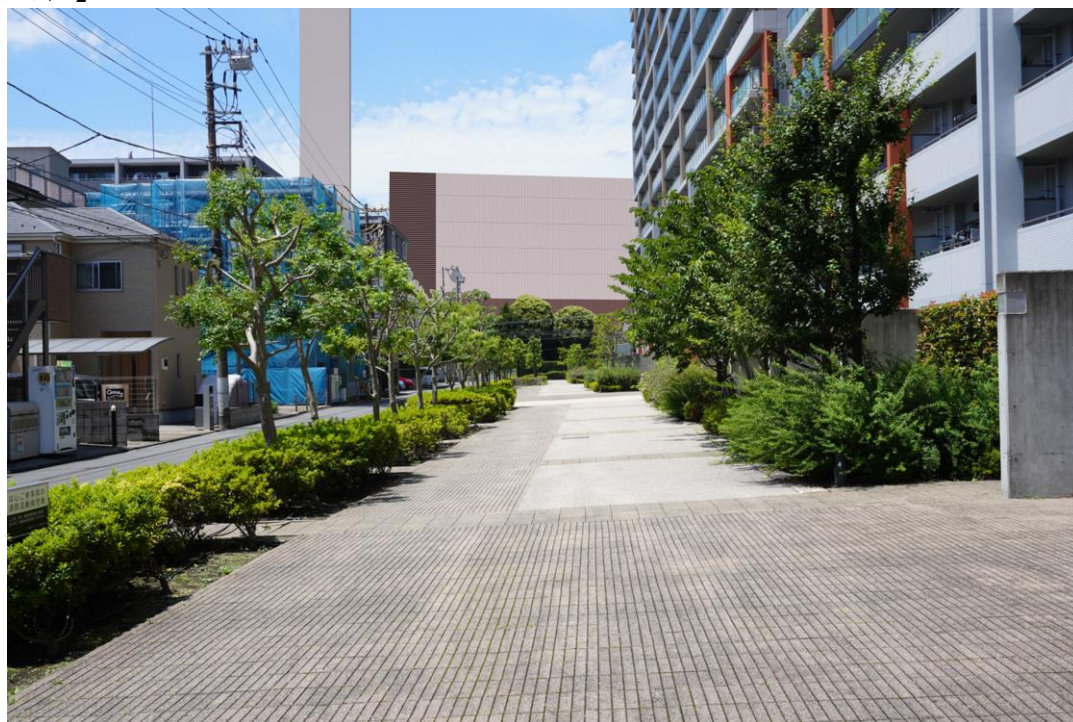


写9.8.1-2(4) 眺望の変化（地点4：ヨネッティ一堤根付近）

【現況】



【将来】

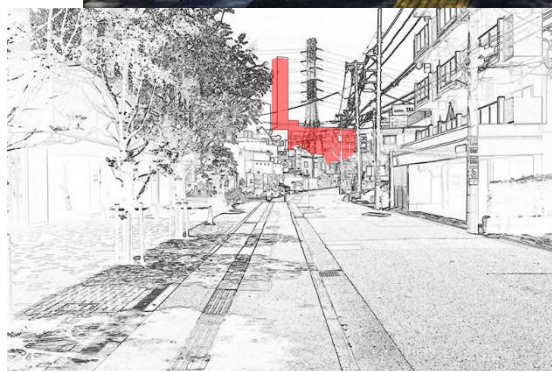


写9.8.1-2(5) 眺望の変化（地点5：川崎サイトシティ付近）

【現況】



【将来】



写9. 8. 1-2(6) 眺望の変化(地点6 : 川崎福祉センター跡地(川崎市複合福祉センターふくふく)付近)

【現況】



【将来】



写9. 8. 1-2(7) 眺望の変化(地点7 : 南武支線高架付近)

【現況】



【将来】

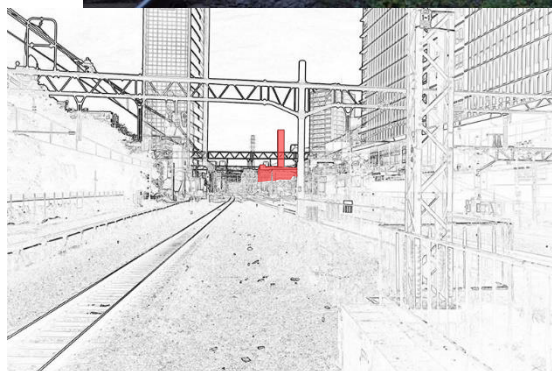


写9.8.1-2(8) 眺望の変化(地点8 : 川崎中学校付近)

【現況】



【将来】



写9.8.1-2(9) 眺望の変化(地点9:川崎駅)

イ 環境保全のための措置

本事業では、良好な景観形成に寄与するために、次のような措置を講じる計画である。

- ・施設の詳細な計画にあたっては、建物高さをできるだけ低く抑えるように配慮する。
- ・煙突は、現在の赤と白の塗色ではなく、より景観に配慮した色彩とし、建屋の色彩はアースカラーを使用する等周辺景観と調和したデザインとする。
- ・フェンスの外側に公開空地を整備し、新たな緑化空間を創出する。
- ・川崎市景観計画、川崎市公共空間景観形成ガイドライン等に基づき、色彩等の配慮を行う。
- ・大きな壁面を分節化することにより圧迫感を軽減させる。
- ・周辺道路からの視線仰角度内に植栽し、視覚的な高さの緩和を図る。
- ・外構フェンス、門扉、植栽計画等、統一性のあるデザインとする。
- ・外壁および屋上に設備機器を設ける場合、直接外部から見えない構造とする。

ウ 評価

本事業は、既存のごみ焼却処理施設を解体し、新しくごみ焼却処理施設を整備するものであり、建物や煙突の配置等も現状と概ね同様であることから、主要な景観構成要素の改変は生じず、地域景観の特性の変化は少ないものと予測する。

また、代表的な眺望地点からの眺望の変化については、計画地近傍では計画施設の煙突や建屋が視認されるものの、現況でも既存の堤根処理センターの煙突や建物が視認されており、煙突や建物のデザインをより景観に配慮したものとすることで、周辺環境と調和した市街地景観が形成され、眺望の変化は小さいものと予測する。

さらに、施設の詳細な計画にあたっては、川崎市景観計画、川崎市公共空間景観形成ガイドライン等に基づく配慮を行うなどの環境保全のための措置を講じることにより、周辺環境と調和の保たれた景観となるものと評価する。